

豊田市工事関係委託低入札価格調査等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が競争入札により行う工事関係委託の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項及び第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）に規定する落札者の決定方法について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 低入札価格調査

施行令第167条の10第1項の規定に基づき、最低価格の入札者以外の者を落札者として行うことができる場合に行う調査をいう。

(2) 低入札調査基準価格

前号の調査を行う基準として設定した価格をいう。

(3) 失格基準

低入札調査基準価格を下回った場合に、第1号の調査を行うまでもなく契約の内容に適合した履行がなされないと判断する基準をいう。

(4) 最低制限価格

豊田市契約規則（昭和39年規則第28号。以下「規則」という。）第16条に規定する最低制限価格をいう。

(5) 条件価格

低入札調査基準価格又は最低制限価格をいう。

(6) 契約担当者

規則第2条第1号に規定する契約担当者をいう。

(7) 管理技術者等

管理技術者、主任技術者、現場代理人、主任担当者、業務担当責任者等の業務の主担当者をいい、照査技術者を除く。

(条件価格等の適用)

第3条 低入札価格調査及び最低制限価格の適用対象業務は、別表1のとおりとする。

2 低入札調査基準価格及び失格基準は、設計金額が3千万円以上の案件を対象に行う競争入札に適用する。ただし、業務内容から低入札価格調査の対象にすることが合理的ではないと認められるものについては、最低制限価格を適用する。

3 最低制限価格は、設計金額が3千万円未満の案件を対象に行う競争入札に適用する。

4 前3項の規定に関わらず、条件価格及び失格基準（以下「条件価格等」という。）の算出が困難な案件に対しては、条件価格等を適用しない。また、契約担当課長が必要と認めるときは、条件価格等の適用の対象を変更することができるものとする。

(低入札調査基準価格)

第4条 低入札調査基準価格は、予定価格(税抜き。以下同じ。)算出の基礎となった別表2の①から④までに掲げる額の合計額(その額に1万円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額(その額に1万円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額(その額に1万円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた額)とする。

(失格基準)

第5条 失格基準は、予定価格算出の基礎となった別表3の①から④までに掲げる額の合計額(その額に1万円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)を下回るものとし、該当する入札は、失格とする。

(最低制限価格)

第6条 最低制限価格は、第4条の低入札調査基準価格の算出と同様とし、最低制限価格を下回った入札は失格とする。

(条件価格の公表)

第7条 契約担当者は、条件価格を設定したときは、入札公告又は指名通知等で条件価格を設定している旨を周知しなければならない。

2 条件価格は、落札決定後に速やかに公表する。

3 前項の規定に関わらず条件価格を公表することが競争の妨げになると判断したときは、公表を中止することができるものとする。

(低入札価格調査)

第8条 契約担当者は、開札の結果、低入札調査基準価格を下回り、かつ、失格基準以上の価格で入札(以下「低入札」という。)が行われた場合は、低入札を行った者のうち落札候補順位の上位者を落札候補者とし、落札の決定を保留するものとする。

2 前項に該当した場合は、契約担当者は、落札候補者から低入札価格理由書(様式第1号)及び増員担当技術者報告書(様式第2号)の提出を求め、次の事項について書類確認及び事情聴取等の調査を行い、低入札価格調査書(様式第3号)を作成する。ただし、落札候補者の業務実績又は過去の低入札価格調査の結果等から品質低下及び契約不履行のおそれがないと判断できる場合は、事情聴取を省略することができる。

(1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳

(2) 配置予定技術者の手持ち業務

調査を受ける業務を除き、手持ち業務の合計額が4億円未満で、かつ、手持ち業務の件数が10件未満であることとし、本業務の履行期間中に手持ち業務量はその条件を超えないこと。

なお、手持ち業務とは管理技術者等として従事している契約金額が税込500万円以上の業務をいう。

- (3) 手持ち資材の状況
- (4) 業務履行体制
- (5) 落札候補者が過去に履行した本市の業務及び問題報告等
- (6) 経営状況（財務諸表、必要に応じ取引金融機関や保証会社等へ照会）
- (7) 信用状況（賃金不払、下請支払遅延の状況等）
- (8) 第3項で定める事項
- (9) その他必要な事項

3 第1項に該当した場合は、契約担当者は落札候補者に対し、入札で求めた配置予定技術者とは別に、次に掲げる条件を全て満たす担当技術者（以下「増員担当技術者」という。）の追加配置を求める。なお、増員担当技術者は、当該業務実施上必要となる打合せ全てに出席するものとする。

- (1) 調査を受ける業務の入札公告日から起算し、継続して3か月以上雇用している者
- (2) 入札参加資格で求めた管理技術者等の条件と同等以上の資格等を有する者
- (3) 調査を受ける業務を除き、手持ち業務の合計額が4億円未満で、かつ、手持ち業務の件数が10件未満である者（本業務の履行期間中に手持ち業務量がその条件を超えないこと。なお、手持ち業務とは、管理技術者等として従事している契約金額が税込500万円以上の業務をいう。）
- (4) 当該業務に関連する実績を十分に有する者

4 第2項の事情聴取には、管理技術者及び増員担当技術者が出席することを原則とする。

5 契約担当者は、増員担当技術者が不適格と認められる場合は、増員担当技術者の変更を求めることができる。なお、落札候補者が増員担当技術者の変更に応じない場合は、その者は落札する資格が無いと判断し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、次の落札候補順位の者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とする。

（豊田市低入札価格調査委員会）

第9条 低入札を行った落札候補者の履行の確保について審査を行うため、豊田市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、契約担当部長、契約担当副部長、契約担当検査監、契約担当課長及び当該低入札に係る業務を所掌する課等の長又はその代理者をもって組織する。
- 3 委員会の委員長は、契約担当部長をもって充てるものとし、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理するものとする。
- 4 契約担当課長は、前条第2項の規定により実施した調査の結果を委員会へ報告し、落札候補者の履行の確保について意見を求めるものとする。
- 5 委員長は、前項の規定による報告を受けた場合は、速やかに会議を開催し、審査を行うものとする。
- 6 委員長は、前項の審査を行った場合は、その結果を低入札価格調査審査結果通知書（様式第4号）により契約担当課長に通知するものとする。

7 前2項の規定に関わらず、委員長が第4項の報告内容に問題等がないと判断した場合は、委員会の開催は行わず、低入札価格調査審査結果通知書（様式第4号）の決定を行うことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会を開催するものとする。

(1) 第2項で規定する委員会を組織する者のいずれかが開催を求めた場合

(2) 案件の設計金額が税込5千万円以上の場合

8 委員会に関する事務は、契約担当課において処理する。

(落札者の決定)

第10条 低入札価格調査及び審査の結果、契約の履行が確保されると認められる場合は、当該低入札者を契約の相手方と決定し、契約の履行が確保できないと認められる場合は、次順位者を契約の相手方と決定するものとする。

2 次順位者が低入札に該当したときは、前2条及び前項の規定を準用する。

3 契約担当課長は、前2項の規定により契約の相手方を決定した場合には、その旨を当該入札参加者に通知しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、契約担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行日以後に発注する請負契約について適用し、施行日前に発注した請負契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の豊田市工事関係委託低入札価格調査等実施要綱の規定は、施行日以後に公告する契約について適用し、施行日前に公告した契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の豊田市工事関係委託低入札価格調査等実施要綱の規定は、施行日以後に公告する契約について適用し、施行日前に公告した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の豊田市工事関係委託低入札価格調査等実施要綱の規定は、施行日以後に公告する契約について適用し、施行日前に公告した契約については、なお従前の例による。

別表 1

業務区分	対象業種
測量業務	一般測量 航空写真測量
建築関係の建設 コンサルタント業務	建築設計 設備設計
土木関係の建設 コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸 港湾及び空港 道路 上水道及び工業用水道 下水道 農業土木 森林土木 水産土木 造園 都市計画及び地方計画 土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート 建設環境
地質調査業務	地質調査
補償関係 コンサルタント業務	土地調査 土地評価 物件調査 事業損失

別表 2

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に10分の5.8を乗じて得た額		
建築関係の建設コンサル タント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の 額に10分の9 を乗じて得た額	諸経費の額に10 分の6を乗じて得 た額
土木関係の建設コンサル タント業務	直接原価の額	その他原価の額に 10分の9を乗じ て得た額	一般管理費等に 10分の6.8を 乗じて得た額	
地質調査業務	地質調査業務費 (一般)の内、 直接調査費の額	地質調査業務費(一 般)の内、間接調査 費の額に10分の 9を乗じて得た額	地質調査業務(解 析)費計の額に1 0分の8を乗じ て得た額	地質調査業務費 (一般)の内、諸 経費の額に10分 の4.8を乗じて 得た額
補償関係コンサルタ ント業務	直接原価の額	その他原価の額に 10分の9を乗じ て得た額	一般管理費等に 10分の6.5を 乗じて得た額	

※ 業務区分が複数にわたる業務については、業務区分ごとの①から④までの合計額の総和を低入札調査基準価格及び最低制限価格とする。

※ 低入札調査基準価格及び最低制限価格に1万円未満の端数がある場合は切り捨てるものとし、業務区分が複数にわたる業務については、業務区分ごとの①から④までの合計額の総和の端数を切り捨てる。

※ 予定価格の基となった設計に見積を使用した場合についても、低入札調査基準価格を設定する。

※ 低入札調査基準価格及び最低制限価格の算出が困難な場合においては設定しない。

別表 3

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額		
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等に10分の4.8を乗じて得た額	
地質調査業務	地質調査業務費（一般）の内、直接調査費の額	地質調査業務費（一般）の内、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	地質調査業務（解析）費計の額に10分の8を乗じて得た額	地質調査業務費（一般）の内、諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等に10分の4.5を乗じて得た額	

※ 業務区分が複数にわたる業務については、業務区分ごとの①から④までの合計額の総和を失格基準とする。

※ 失格基準に1万円未満の端数がある場合は切り捨てるものとし、業務区分が複数にわたる業務については、業務区分ごとの①から④までの合計額の総和の端数を切り捨てる。

※ 予定価格の基となった設計に見積を使用した場合についても、失格基準を設定する。

※ 失格基準の算出が困難な場合においては設定しない。

低入札価格理由書

委託名	〇〇業務委託
開札日	年 月 日
会社名	
連絡先	
担当者	

その価格により入札した理由	1 低額で積算できた理由 2 入札価格での利益（純利益率等） 3 その他
---------------	--

管理技術者等の手持ち業務

TECRIS 登録番号	委託名	委託期間	金額	発注機関
0000000000	〇〇〇業務委託	〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで	000,000,000円	〇〇市

手持ち資材の状況	
業務履行体制	
その他必要な事項	1 今回の受注への意欲 2 今後の入札に対する考え方

【添付書類】

- | | |
|--|----------------------------------|
| 1 必須添付書類（写しも可）
・ 入札価格の内訳（代価表）
・ 財務諸表（決算報告書等） | 2 任意添付書類（写しも可）
・ 工程表
・ その他 |
|--|----------------------------------|

※ 上記内容に事実と異なる内容が確認された場合は入札参加資格停止とする場合がある。
※ 原則として事前調査には入札で求めた管理技術者等及び増員担当技術者を出席させること。

増員担当技術者報告書

委託名	〇〇業務委託
開札日	年 月 日
会社名	
連絡先	
担当者	

増員担当技術者

氏名	
生年月日	年 月 日
入社日	年 月 日 ※健康保険証等、雇用の確認できるものを提出すること。 ※公告日から起算し、継続して3か月以上雇用している者であること。
保有資格等 (入札で求めた管理技術者等の条件と同等以上の資格等)	(記入例) 技術士(〇〇部門) 〇年〇月〇日登録 登録番号 第〇〇〇号 TECRIS 技術者 ID 番号の記入もしくは資格者証の写しを添付

増員担当技術者の手持ち業務

TECRIS 登録番号	委託名	委託期間	金額	発注機関
0000000000	〇〇〇業務委託	〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで	000,000,000 円	〇〇市

増員担当技術者の業務経歴(本業務に関連するもので、年度単位で過去10年以内のものを記入)

TECRIS 登録番号	委託名	委託期間	金額	発注機関
0000000000	〇〇〇業務委託	〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで	000,000,000 円	〇〇市

※ 上記内容に事実と異なる内容が確認された場合は入札参加資格停止とする場合がある。

低入札価格調査書

委託名	
開札日	
低入札業者名	
入札価格（税抜き）	
予定価格（税抜き） 円	調査基準価格（税抜き） 円

調査日時・場所	年 月 日 () 時 分～	会議室
調査した者	課	
	課	
調査を受けた者 (低入札業者)		

低入札価格調査制度についての認識及び今回応札した価格について
低入札した理由
1 低額で積算できた理由
2 入札価格での利益（純利益率等）
3 入札価格の内訳について、設計書と大きな差額がある部分等
管理技術者等の手持ち業務
手持ち資材の状況（必要な場合のみ）
労務者の具体的供給見通し
過去に履行した豊田市の業務及び問題報告等

経営状況（必要に応じ、取引金融機関や保証会社等への照会）
信用状況（賃金不払、下請支払遅延等）
その他必要な事項
1 今回の受注への意欲
2 今後の入札に対する考え方

増員担当技術者について
保有資格等について
手持ち業務について
業務経歴について

決定者	副部長	検査監	契約課長	業務担当課	起案責任者
-----	-----	-----	------	-------	-------

低入札価格調査審査結果通知書

年 月 日

契約課長 様

豊田市低入札価格調査委員会

下記業務について、豊田市低入札価格調査委員会で審査した結果等を通知します。

記

- 1 対象委託業務
委託名
委託場所
- 2 調査対象業者
業者名
- 3 審査結果
契約の履行が確保されると判断（する・しない）。
- 4 事情聴取等の結果
別紙「低入札価格調査書」のとおり